

平成31年度地方税財政対策に 関する要望書

全国市議会議長会は、平成31年度地方税財政対策に関する要望を別記のとおり議決いたしましたので、政府並びに国会におかれましては、特段のご配慮を賜りますよう強く要望いたします。

平成30年11月

全 国 市 議 会 議 長 会
会 長 山 田 一 仁
(札幌市議会議長)

全国市議会議長会地方財政委員会
委員長 岡崎利久
(宿毛市議会議長)

目 次

緊急要望

代替税財源なき車体課税の減税要求に対する 自動車税の根幹堅持等	1
1 平成31年度地方財政対策について	3
2 平成31年度税制改正等について.....	6
3 平成31年度地方債計画について.....	9
4 地方公営企業について	11
5 国庫補助負担金について.....	12
6 地方創生及び地方分権改革の推進について.....	13
7 防災・減災対策の充実強化について	15

緊急要望

代替税財源なき車体課税の減税要求 に対する自動車税の根幹堅持等

消費税率の引上げ予定期日が来年10月に迫り、また、アメリカとの輸入自動車に係る貿易問題などを背景に、自動車業界が、車体課税について、例年になく大幅な減税の要望を繰り返している。特に自動車の保有に係る税負担が国際的に比較しても過重であるとして、自動車税の税負担水準について軽自動車税を起点に引き下げることが要望の中心になっている。

しかしながら、車体課税と燃料課税を合わせた税負担で比較すれば、我が国は相対的に低い税負担水準にとどまっている。

自動車業界の要望に従えば、平年度ベースで地方財政に毎年度およそ4,000億円もの巨額の減収を強いるものとなる。

今後、老朽化が一段と進む道路橋梁などインフラの更新や、増加する大災害への防災・減災対策など財政需要が増大の一途をたどる中、代替の税財源を提案することもない要望は、地方財政に致命的な打撃を与える極めて問題の多いものだと受け止めざるを得ない。市町村財政の安定も大きく損なうことになる。

政府与党においては、来年度の税制改正で、地方財政に影響を与えないよう配慮しつつ自動車の保有に係る税負担の軽減に関し総合的に検討することとされ、加えて、消費税率引上げ前後の駆け込みと反動減の対策として税制・予算による需要変動の平準化対策を検討することとされている。

よって、国においては、税制改正に当たり、代替税財源なき車体課税の減税要求に対し、貴重な独立税である自動車税の税負担水準、同税及び軽自動車税の環境性能割その他車体課税の根幹を堅持するため、特に下記の事項を実現されるよう強く要望する。

記

- 1 自動車の保有に係る税負担の軽減に関する総合的な検討に当たっては、平成29年度与党税制改正大綱を踏まえ、代替税源が確保されない限り、自動車税について軽自動車税を起点とした税率の引下げを図るなどの見直しは厳に行わないこと。
- 2 消費税率引上げに伴う需要変動の平準化対策を自動車関係諸税において講じる場合には、地方財政に支障が生じないよう具体的な税財源の確保を前提として、グリーン化特例など政策税制の活用によって検討し、環境性能割の一時停止や導入延期、非課税化など、環境性能割の根幹に影響する措置は厳に講じないこと。
- 3 自動車重量税について、減収を伴う見直しが行われる場合には、市町村への譲与分に係る減収に見合う代替財源を確保すること。
- 4 自動車取得税及び自動車重量税に係るエコカー減税並びに自動車税及び軽自動車税に係るグリーン化特例の検討に当たっては、地方財政に影響を及ぼすことのないようにするとともに、税制のグリーン化機能を強化する観点から基準の見直しを行い、重点化を図ること。

1 平成31年度地方財政対策について

今日の地方自治体においては、急速に進行する少子・高齢化に対応した福祉・医療サービスの充実や地域の防災・減災対策をはじめ、活力ある地域社会の実現のための地方創生の推進など、様々な行政課題に対する財政需要は増加の一途にある。

このような中、住民に身近な行政サービスの担い手である地方自治体が、今後も安定的に行政サービスを提供するためには、地方税・地方交付税等の一般財源総額の充実確保が不可欠である。

よって、国においては、平成31年度地方財政対策に当たり、下記事項を実現されるよう強く要望する。

記

1 重点要望事項

- (1) 社会保障関係費の増大や地域の防災・減災対策、地域経済の振興など地域の活性化対策に的確に対応するため、地方税・地方交付税等の一般財源総額を充実確保すること。
その際、臨時財政対策債が累積することのないよう、その発行を縮小すること。
- (2) 地方交付税については、引き続き財源保障機能と財源調整機能の両機能が適切に発揮できるよう総額を確保すること。また、地方の財源不足の補てんについては、地方交付税の法定率の引上げを含めた抜本的な見直しを行うこと。
- (3) 地方自治体では不測の事態による税収減や災害等に備えて基金を積み立てており、今後も地方の基金残高の増加を理由とした地方交付税等の削減は行わないこと。
- (4) 公共施設等適正管理推進事業について、引き続き十分な財源を確保すること。また、平成32年度までとされる市町村役場

機能緊急保全事業及び平成33年度までとされる同事業以外の公共施設等適正管理推進事業について、事業期間を延長すること。

- (5) 幼児教育・保育の無償化については、国において提唱した施策であることから、これまでの経緯を踏まえ、国の責任において、全額を国費で確保し、地方と十分協議した上で実施すること。
- (6) 本年、各地に甚大な被害をもたらした地震、台風、集中豪雨等による災害に対し、被災自治体が不安なく復旧・復興に取り組める環境を整えるため、特別交付税の増額配分などの財政措置を講じること。
- (7) いわゆるトップランナー方式を含む地方の歳入歳出の効率化を議論する場合には、条件不利地域等、地域の実情に配慮するとともに、住民生活の安心・安全が確保されることを前提とした合理的なものとし、地方交付税の財源保障機能が損なわれないようにすること。

また、地方の改革意欲を損ねることのないよう、地方自治体の行財政改革により生み出す財源は地方に確実に還元すること。

2 地方財源の充実確保

- (1) 地方自治体の様々な課題解決に向けて、きめ細かく財政需要を捉え、その財源の充実を図ること。
- (2) 地方の固有財源である地方交付税を国の政策誘導手段として用いることは、避けること。
- (3) 緊急防災・減災事業について、所要額を確保すること。
- (4) 新庁舎整備に係る新たな財政支援制度の創設等、支援の拡充を図ること。
- (5) 地方自治体が行う危険な空き家の除却に対して、更なる財政措置の拡充を図ること。

3 合併算定替等

合併市町村に対しては、普通交付税の合併算定替等の財政措置が講じられているところであるが、今後も安定的に行財政運営を行うことができるよう、引き続き合併市町村の実態に即した交付税算定を行うこと。

また、小規模市町村が安定的に財政運営を行えるよう、段階補正を強化すること。

4 「地方共有税」への変更

地方交付税は、地方の固有財源である。このことを明確化するため、「地方交付税」を、国の特別会計に直接繰り入れを行う「地方共有税」に変更すること。

5 地方自治体の財政運営の予見可能性向上

地方自治体の財政運営の予見可能性を向上させるため、地方財政計画の策定過程において早期の情報提供を行うとともに、地方交付税の算定方法の簡素化・透明化を図ること。

6 国による確実な財政措置の実施等

景気対策や政策減税等により国が後年度に財源措置するとしている地方債の元利償還金に対する地方交付税措置を確実に履行すること。

また、国の責任において実施されるべき制度創設や制度改正については、事務費を含め全額国費負担とすること。

7 「国と地方の協議の場」の活用

地方財政対策は、「国と地方の協議の場」において十分協議を行った上で決定すること。

2 平成31年度税制改正等について

住民に身近な行政サービスの担い手である地方自治体が、今後も安定的に行政サービスを提供するためには、地方税財源の充実確保が不可欠である。

よって、国においては、平成31年度税制改正等に当たり、下記事項を実現されるよう強く要望する。

記

1 重点要望事項

- (1) 地方財政の財源が大幅に不足している現状に鑑み、今後もきめ細かな行政サービスを安定的に提供していくため、地方税制の拡充強化に努めること。

その際、税源の偏在性が小さく、税収が安定的な地方税体系を構築すること。

- (2) 固定資産税は、市町村財政を支える基幹税であることから、その安定的確保を図ること。また、償却資産に係る固定資産税については、現行制度を堅持すること。

- (3) 自動車の保有に係る税負担の軽減に関する総合的な検討に当たっては、平成29年度与党税制改正大綱を踏まえ、代替税源が確保されない限り、自動車税について軽自動車税を起点とした税率の引下げを図るなどの見直しは厳に行わないこと。

また、消費税率引上げに伴う需要変動の平準化対策を自動車関係諸税において講じる場合には、地方財政に支障が生じないよう具体的な税財源の確保を前提として、グリーン化特例など政策税制の活用によって検討し、環境性能割の一時停止や導入延期、非課税化など、環境性能割の根幹に影響する措置は厳に講じないこと。

- (4) ゴルフ場利用税は、ゴルフ場所在市町村の特有の行政需要に対応するとともに、特に、過疎地域や中山間地域の財政力の脆弱な市町村にとって、貴重な税財源となっていることから、現行制度を堅持すること。
- (5) 森林環境税については、新たな森林管理システム下における都道府県と市町村の役割分担、事業実施体制の確保など制度の円滑な実施に向けた取組を進めること。

2 地方税源等の充実確保

- (1) 個人住民税については、その充実確保を図るとともに、政策的な税額控除を導入しないこと。また、応益課税の観点から広く住民が負担を分かち合う仕組みとなっていることを踏まえ、制度のあり方を検討すること。

法人住民税均等割についても、広く住民が地域社会の費用を分担するものであることから、税率を見直すなどの充実強化を図ること。

- (2) 事業所税は、都市環境の整備を推進するための財源であることから、課税団体の範囲を拡大するとともに、税率を見直すなどの充実強化を図ること。
- (3) 基地交付金・調整交付金については、固定資産税の代替的性格及び基地が所在することによる市町村の財政需要を踏まえ交付されているが、3年ごとに行われる固定資産税の評価替えの翌年度に増額されている経緯を踏まえ、増額すること。また、基地交付金の対象資産の範囲を自衛隊が使用する全資産に拡大すること。

なお、調整交付金については、基地交付金と同様の性格を有していることから、10%のマイナスシーリングの対象とならないよう基地交付金と同様に義務的経費として取り扱うこと。

3 政令指定都市・中核市・施行時特例市に対する税制上の特例措置の充実

政令指定都市については、事務配分に見合った税制上の特例措置を充実させること。

また、中核市・施行時特例市については、事務配分に見合った税制上の特例措置を設けること。

4 非課税等特別措置等の整理合理化

固定資産税等における非課税等特別措置や、地方税収に影響を及ぼすこととなる国税における租税特別措置の整理合理化を推進すること。

5 地方税法の改正時期

地方議会において税条例改正案の審議時間が十分確保されるよう、地方税法等の改正の時期について配慮すること。

3 平成31年度地方債計画について

住民生活に関連した社会資本整備を計画的に推進するためには、地方債資金の確保が必要不可欠である。

よって、国においては、下記事項を実現されるよう強く要望する。

記

1 地方債資金の確保

地域活性化事業債等の一般単独事業債の所要額を確保すること。

2 公的資金補償金免除繰上償還の再実施

公債費負担の縮減を図るため、公的資金補償金免除繰上償還について、対象となる団体、資金区分、年利等の要件を緩和した上で措置を再度実施すること。

3 合併特例債の制度拡充

合併特例債の所要額を確保するとともに、元利償還金の普通交付税算入率を引き上げること。

なお、消費税率引上げや建築費単価の上昇などにより、所要の事業実施に支障が生じないように、適切な措置を講じること。

4 起債対象事業の拡大等

起債対象事業の拡大や地方債充当率の引上げ、償還期限の延長等を行うこと。

5 地方創生を総合的に支援する地方債の創設

地方創生を総合的に支援する特別な地方債を創設し、その元利償還金について交付税措置を講じること。

6 公共施設等適正管理推進事業債の延長

個別施設の維持管理、更新等に係る取組が本格化することから、公共施設等適正管理推進事業債の期限を延長すること。

4 地方公営企業について

交通、病院、水道などの地方公営企業は、人口減少や規制緩和等により、極めて厳しい経営状況に直面している。

よって、国においては、下記事項を実現されるよう強く要望する。

記

1 公営企業繰出金等の所要額確保

地方公営企業の経営基盤を強化するため、公営企業繰出金及び公営企業債の所要額を確保すること。

2 地方公営企業に対する財政措置の充実

公営交通及び自治体病院の経営基盤を強化するため、財政措置を充実させること。

また、上・下水道事業の施設整備に対する財政措置を充実させること。

3 地方公営企業の広域化等への支援

地方公営企業の事業統合・再編を含む広域化等の取組に対する支援を強化すること。

5 国庫補助負担金について

国庫補助負担金は、地方の自由度を高める観点から、国と地方の役割分担の基本に沿って改革すべきである。

特に、地方自治体の事務として、同化・定着・定型化しているものについては、廃止・一般財源化が必要不可欠である。

よって、国においては、下記事項を実現されるよう強く要望する。

記

1 国庫補助負担金の廃止等

国庫補助負担金については、国と地方の役割分担に沿って、国が責任を持って負担すべき分野を除いて廃止し、税源移譲すること。

また、国庫補助負担金に係る事務手続きの簡素化を図ること。

2 直轄事業負担金制度の抜本的見直し

国直轄事業負担金については、負担金廃止に向け、国と地方の役割分担の明確化による抜本的見直しを実現すること。

6 地方創生及び地方分権改革の推進について

我が国が将来にわたり活力ある社会を維持し、人口減少に歯止めをかけ、それぞれの地域で住みよい環境を確保していくためには、地方創生の推進が不可欠である。

まち・ひと・しごと創生総合戦略の最終年となる平成31年度を翌年に控え、次期総合戦略も視野に入中、地方創生を実現するためには、地方創生に係る事業の円滑な実施のための必要な財源を継続的に確保するとともに、交通ネットワークなど社会基盤の地域間格差を是正することが重要である。

また、国と地方が相互に連携を図りながら、一体となって課題に取り組むことが重要であるとともに、地方分権改革の更なる推進が不可欠である。

よって、国においては、地方創生及び地方分権改革の推進に向け、特に下記の事項を実現されるよう強く要望する。

記

1 地方創生の推進

- (1) 次期まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定に当たっては、現行の各種交付金事業の枠組みにとどまることなく、地方創生の効果を高めるために必要な交通基盤の強化など社会資本の整備についても適切に位置付けること。
- (2) 地方自治体が計画的に社会インフラの老朽化対策に取り組めるよう、防災・安全交付金、社会資本整備総合交付金及び公共施設等適正管理推進事業債等の所要額をはじめ十分な財源を確保すること。

また、社会インフラ等の老朽化対策について、その全体像を財源調達方法や財源規模を含めて明確にし、総合的・計画的に

対策の推進を図ること。

- (3) まち・ひと・しごと創生事業費を拡充・継続すること。また、算定に当たっては、条件不利地域や財政力の脆弱な市町村について考慮すること。
- (4) 地方創生推進交付金については、長期にわたる継続的なものとし、総額の確保を図るとともに、自由度の高い、より使い勝手のよいものとする。また、事業申請に係る手続を簡素化し、速やかに交付決定すること。
- (5) 地方創生拠点整備交付金や地方大学・地域産業創生交付金等については、地方の意見等を十分踏まえ、弾力的な運用と積極的な採用を図ること。

2 地方分権改革の推進

- (1) 提案募集方式により、今後も、地方からの提案の実現に向けて積極的に検討・採用を行うとともに、「従うべき基準」の廃止又は参酌化を含めた更なる義務付け・枠付けの見直し及び国から地方への更なる事務・権限の移譲を行うこと。

なお、事務・権限の移譲等に当たっては、一般財源ベースでの適切な財源移転を一体的に行うとともに、人員等の課題については、地方の自主性・主体性を十分踏まえ、対応すること。

- (2) 議会の自主性・自律性をより高め、各議会が地域の実情に応じ、自らの判断により権能を行使できるよう、地方議会の活動を制約している法令上の諸規定の更なる見直しを図ること。

7 防災・減災対策の充実強化について

我が国では、東日本大震災などの大地震をはじめ、台風や集中豪雨・土砂災害、豪雪、火山噴火等の自然災害が頻発・激甚化しており、本年も、7月豪雨をはじめ、北海道胆振東部地震や相次ぐ台風などにより、各地に甚大な被害をもたらしている。また、南海トラフ地震、首都直下地震などの発生が懸念されている。

こうした災害から、国民の生命、身体及び財産を守るためには、ハード・ソフト両面から様々な防災・減災対策のより一層の推進が急務となっている。

よって、国においては、防災・減災対策の充実強化に向け、特に下記の事項を実現されるよう強く要望する。

記

1 災害復旧・復興支援対策の充実強化

- (1) 被災自治体の災害復旧・復興対策に万全を期すため、災害復旧・復興事業に要する経費の地方負担に対する支援措置の充実強化を図ること。
- (2) 被災者が早期に自立した生活を送ることができるよう、災害救助法に基づく支援及び被災者生活再建支援制度等の拡充を図ること。
- (3) 被災自治体においては、災害救助法や被災者生活支援に関する業務、災害復興計画の策定・実行に対する業務が増大するため、中長期的な人的・技術的支援措置を講じること。

2 地震・津波・火山噴火対策等の充実強化

- (1) 「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」、「災害対策基本法」、「南海トラフ

地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」、「首都直下地震対策特別措置法」等に基づく施策の着実な推進を図るとともに、地方自治体の負担軽減措置を拡充すること。

- (2) 地震、津波及び火山噴火による被害を最小限にするため、観測・監視体制の強化を図ること。
- (3) 地震による建築物の倒壊から国民の生命を守るため、建築物の耐震診断・耐震改修に係る財政支援措置や技術力の確保に関する取組の充実強化を図ること。

3 台風・集中豪雨・豪雪対策等の充実強化

- (1) 頻発・激甚化する台風や集中豪雨などによる被害を防止・軽減するため、ハード・ソフト対策を連携させた水害・土砂災害対策、山地災害対策等の推進及び気象観測体制の強化を図ること。
- (2) 豪雪被害に係る除排雪経費の所要額の確保や地域除排雪体制の整備など各種雪害対策の充実強化を図ること。

4 防災・安全に資する社会資本整備事業への支援

- (1) 地方自治体が計画的に社会インフラ等の防災・減災対策、老朽化対策などの事業を執行できるよう、防災・安全交付金及び公共施設等適正管理推進事業債の所要額の確保など十分な財源を確保すること。
- (2) 社会インフラ等の老朽化対策について、ハード・ソフト両面からその全体像を財源調達方法や財源規模を含めて明確にし、自由度の高い交付金の創設など、総合的・計画的な対策の推進を図ること。
- (3) 地方自治体による適時的確な避難勧告等の発令に資するため、災害予測システムなどの新技術の開発・導入に係る十分な財政支援措置を講じること。

5 消防防災体制の充実強化

- (1) 地方自治体の消防防災体制の一層の充実を図るため、消防防災施設・設備整備に対する財政措置を拡充すること。
- (2) 地域の防災力の強化を図るため、消防団の装備の充実や団員の待遇改善等に対する財政措置を拡充すること。

6 医療救護体制の充実強化について

災害発生時に入院患者の安全の確保や被災者に対する適切な医療を提供するため、医療機関の耐震化や医薬品・資機材の整備、医療救護に係る人材育成・確保など医療救護体制の充実強化を図ること。

7 原子力発電所の安全・防災対策の充実強化

東京電力福島第一原子力発電所事故の原因や対応の検証結果を踏まえ、速やかに万全の安全対策及び防災対策の強化を図ること。